（別記二）

再歎願書

一、坐繰業務ノ停止ヲ取消シ即時実施セラレタシ

理由

先ノ歎願ニ対スル会社ノ回答ハ労務課長ノ声明書ト変ル処ナク何等考慮セラレタル点ヲ見出シ得ナイデハアリマセンカ再考ハ望ミ薄ノミナラス要望或ハ圧縮ヲ当業ノ及ビ点ニ於テハ寧ロ会社ノ経営出発ニ比スレハ微々タル数ニ過ギナイノデアリマス

而モ本減セラルルモノハ悪ク他方ニ増加スル福利子ヘノ埋メ合セデアルコトヲ知ル時ハ吾々従来ノ従業員ニ対スル特典ノ殆ンデアルト思ワレマス

先キノ理由ニモ述ベタ如ク現生活者ハ解雇ノ停止ト共ニ人件費ノ節減ヲ図ル事ニ外御ヘノ支出ヲ絶大スヘキモノデアルト思ヒマスカカル点御カラ更ラニ充分ナル考慮ヲ煩ハスモノデアリマス、

二、職員ハ総テニセラルルコト

理由

経済地帯ヲ信ン中小企業一般ニ段階ヲ設ケ家族的産業ト理化ノ特性ヲ供セラレタル失業者ハ現在百五千万人ト推定サレ其ノ家族ヲ含メレハ大五万人ノ食